

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税還付措置の適用期限の延長	
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 9 0 条の 5 ）	
要 望 の 内 容	石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税還付措置の適用期限を延長する。	
	減収見込額 （平年度）	- (4 9 , 9 0 5 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ナフサを原料として製造される石油化学製品は、プラスチック・化学肥料等国民生活に密着した物品の基礎資材であるため、石油化学製品製造用輸入ナフサについて石油税（現在の石油石炭税）の免税措置が講じられていたが、国産ナフサについても、平成元年度改正で石油税（現在の石油石炭税）が国産ナフサの製造者に還付されることとなった。さらに、平成16年度改正で、有望な石油化学原料であるガスオイルについても石油石炭税の免税措置の対象に追加されたことに伴い、国産ガスオイルについても、平成16年度改正で石油石炭税が国産ガスオイルの製造者に還付されることとなった。</p> <p>本措置は、輸入品の石油石炭税が免税となっているのに対し、原油を処理して生産される国産品については、原油段階で石油石炭税が課され、不均衡となっていた制度を是正したものであり、適用期限を延長する必要がある。</p>	
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>ナフサ等を原料として製造される石油化学製品は、プラスチック・化学肥料等国民生活に密着した物品の基礎資材であり、また諸外国では、我が国の石油石炭税に類するエネルギー関係諸税を、非エネルギー用途である石油化学製品原料に対して課していないことから、石油化学産業の国際競争力の確保のため原料調達条件で諸外国と格差が生じないように国際的なイコールフットィングを確保の観点から、輸入品のナフサ等については、石油石炭税の免税措置が講じられている（別途、適用期限の延長を要望中）。一方で、国内の製油所で原油を処理して生産される国産のナフサ等については、原油段階で石油石炭税が課されることになる。こうした国産品と輸入品とのイコールフットィングを確保する観点から、当該還付措置を講じる必要がある。</p>	
	<p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>我が国石油化学産業・関連産業の発展及び石油化学製品の低廉かつ安定的な供給のために、石油化学製品製造用ナフサ等の国産品と輸入品とのイコールフットィングを実現するものであり、補助金による補てん等と比べ効果的かつ効率的な措置である。</p>	
	今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け
	政策の達成目標	石油化学製品製造用国産ナフサ等の安定供給により、石油化学産業の国際競争力及び原料調達条件のイコールフットィングの維持を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間

	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>平成22年度及び平成23年度において、石油化学製品製造用国産ナフサ等の安定供給により、石油化学産業の国際競争力及び原料調達条件のイコールフットイングの維持を図る。</p>
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	<p>平成20年度及び平成21年度において、石油化学製品用国産ナフサ等の安定供給により、石油化学製造産業の国際競争力及び原料調達条件のイコールフットイングの維持が図られた。</p>
	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>還付数量</p> <p>石油化学製品製造用ナフサ(千KL)</p> <p>平成18年度 23,199</p> <p>平成19年度 24,233</p> <p>平成20年度 22,499</p> <p>平成21年度 23,263(見込み)</p> <p>石油化学製品製造用ガスオイル(粗製灯油及び粗製軽油)(千KL)</p> <p>平成18年度 26</p> <p>平成19年度 124</p> <p>平成20年度 64</p> <p>平成21年度 437(見込み)</p> <p>還付額</p> <p>平成18年度 473億円</p> <p>平成19年度 494億円</p> <p>平成20年度 459億円</p> <p>平成21年度 483億円(見込み)</p> <p>(石油連盟調べ)</p>
	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>租税特別措置の適用実績は、平成19年度494億円、平成20年度459億円となっており、石油化学製品製造用国産ナフサ等の安定供給により、石油化学産業の国際競争力及び原料調達条件のイコールフットイングの維持が図られた。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成20年度及び平成21年度において、石油化学製品製造用国産ナフサ等の安定供給により、石油化学産業の国際競争力の維持を図る。</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成20年度及び平成21年度において、石油化学製品製造用国産ナフサ等の安定供給により、石油化学産業の国際競争力及び原料調達条件のイコルフットイングの維持が図られた。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成元年度 創設 (石油税 2,040円/KL (従量税)) 平成15年度 (石油石炭税 2,040円/KL (従量税)) 平成16年度 拡充 (対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル(粗製灯油及び粗製軽油)を追加)</p>

